

2011年6月15日

個人情報保護専門調査会のヒアリングに際して

社団法人日本新聞協会

2005年4月の個人情報保護法(行政機関個人情報保護法など関連法含む)の施行後、社会の様々な局面で必要な情報が共有できなくなる匿名化現象が急激に生じた。弊害は報道機関に対する情報提供の場面で提供者の萎縮や意図的な情報隠しという形で現れ、公益的情報の流通を担うわれわれの使命の遂行が困難にさらされている。これらについて日本新聞協会は問題点と解消策の必要性を繰り返し主張し、同年11月に始まった当時の国民生活審議会による施行3年後をめどとした見直し検討作業の過程でも、意見や見解を表明して法改正を強く要請してきた。しかし、検討作業にあたっていた国民生活審議会の個人情報保護部会は法改正を見送り、08年4月、国が広報・啓発に積極的に取り組むよう求める「個人情報の保護に関する基本方針」を示すにとどまった。このため新聞協会は09年3月、「個人情報保護法に関する日本新聞協会の意見」を表明し、法改正によって報道機関への情報提供が法規制の対象外である点を明確にすることなどを求めている。政権交代後の09年11月、新たに所管となった消費者庁担当に就任した福島瑞穂大臣がようやく「法改正」の検討を表明し、昨年3月の消費者基本計画に法改正を視野に入れた検討が盛り込まれた。にもかかわらず、いまだ実現に至っていない。きわめて遺憾である。

個人情報保護法の構造的な問題点と必要な法改正の方向について新聞協会の考え方は2年前の意見で既に明確にした。学校や地域で必要な名簿が作られなくなり、行政当局が懲戒処分者の実名を伏せて報道発表するといった匿名化の進行について、政府は法の本来の趣旨と異なった取り扱いによる、いわゆる「過剰反応」であり、適切な啓発広報によって解消可能としてきた。しかし、その後、事態は一向に改善されなかった。09年5月からの新型インフルエンザの流行の際には、地方自治体が患者の性別や年齢さえ公表しない事態が生じた。匿名化によって詳しい事実関係の公表が妨げられたことがネット上などで学校への不安や不審をあおる結果になった事例も起きている。

昨年は戸籍や住民票で死亡確認されない大量の高齢者の存在が各地で明るみになり、地域社会の在り方が議論を呼んだ。これに関して実施された昨年9月の厚生労働省の調査では、民生委員に対し個人情報を提供しないとする市町村の65%が条例で禁止していることが分かった。今年2月のニュージーランドの地震では安否不明者の氏名が伏せられる事態が起きている。非公表の前例が積み重ねられ、匿名が「慣例」化しつつある。

もはや法律では禁止されていないとする解釈を示す啓発活動では事態は解消しない、というのがわれわれの立場である。個人情報の取り扱いはそれぞれの分野によって条件を考慮すべきなのに、その事情を反映させず、一律、包括的に事前規制する硬直的法体系が導

入され、あらゆる分野に強い規制効果だけを及ぼしているからだ。保護の一方で個人情報の有用性に配慮するという立法目的を明確にする必要がある。法改正の検討点は多岐に及ぶだろうが、新聞協会としては報道機関への情報提供については、もともと規制の対象外であることを明示的に盛り込み、国民に提示すべきだと考える。法の目的に具体的に明記するほか、個人情報の利用目的制限、個人データの第三者提供制限の例外事項にも報道機関などへの提供を追加するなどの措置が必要である。行政機関個人情報保護法についても同様の趣旨の措置を求める。

個人情報保護法施行にあわせ、新聞協会加盟各社は外部の法律専門家らの参加を求めた第三者委員会などを設け、報道による人権侵害の訴えなどに対し透明性を持たせた紛争処理制度を整備し、人権を侵害するような個人情報の取り扱いがないよう自主的取り組みを行ってきた。委員会設置社は現在40社に及んでいる。

3月11日に起きた東日本大震災は安否情報を含む個人情報の利用が社会の存続にとって不可欠であることを示した。そこで果たした報道機関の役割は大きいと自負している。消費者委員会の個人情報保護専門調査会の座長、長谷部恭男教授が語るように「自由な表現活動の利益は、表現者だけでなく社会全体に及ぶもの」である。

新聞協会では、法の所管が内閣府から消費者庁に移り、消費者委員会個人情報保護専門調査会のヒアリングを受けるにあたって、09年3月の「個人情報保護法に関する日本新聞協会の意見」を改めて提出し、報道機関の役割と自主的取り組みを正当に評価したうえで、個人情報保護法の改正検討は早急に進めるよう求める。

以 上